

発行日：平成 20 年 10 月 10 日(金)

★★ 今月のテーマ ★★

扶養の認定基準

～健康保険上扶養と税法上扶養を混同して
いませんか？～

保険情報サービス(株) FAX NEWS

発行元：保険情報サービス株式会社

〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル

TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

「扶養」と一言と言っても、健康保険上の扶養と税法上の扶養がありますが、この二つを混同してしまっているケースが多く見受けられます。そこで、それぞれの認定基準を再確認していただき、扶養や国民年金第 3 号になれるにも関わらず手続きが漏れてしまったということがないようご注意ください。

1. 扶養の認定基準

健康保険上と税法上とは、基準となる収入金額が異なるだけでなく、どの時点での収入なのかということも異なります。

○税法上・・・年末の時点でその年の 1 月から 12 月の収入が 103 万円以下であること

○健康保険上・・・将来に向かって年収 130 万円未満であること

つまり、これまでどんなに収入があっても扶養に入る時点で収入がなく、今後も働かないのであれば健康保険上は扶養になることができます。

(※健康保険上の扶養の認定基準は健康保険組合により若干異なります。ここでは、最も一般的な全国健康保険協会(旧政府管掌保険)の扶養認定基準にて説明をしております)

2. 年の途中で配偶者が退職した場合

年の途中で退職して配偶者の扶養に入る場合、税法上と健康保険上で扶養の扱いが異なるケースが多く見受けられます。

例えば、月給 30 万円で 6 月まで働いた場合、その年の収入を見るとすでに 180 万円の収入があるため、税法上の扶養にはなれません。健康保険上では、今後の収入を見ますので、今後当面の間働かず配偶者に扶養されるのであれば、これまでの収入にかかわらず扶養に入ることができます。

「この収入では退職しても配偶者の扶養に入れないと言われた」などと聞くことがありますが、まさに税法上の扶養と健康保険上の扶養を

勘違いしている代表例と言えるでしょう。

3. 共働き夫婦でどちらかが休職した場合

共働きでそれぞれ会社の健康保険に加入している夫婦の場合、通常であれば当然税法上でも扶養とはなりません。しかし、長期休職等をした場合はどうなるのでしょうか。

例えば、出産・育児のため休職しているような場合は、健康保険はそのまま会社で加入し続けることとなりますが、年末の時点でその年の収入が 103 万円以下なのであれば、税法上は配偶者の扶養になることができます。

健康保険では扶養にしていないから・・・などと思わず、年末調整時に忘れずに配偶者を扶養として申告するよう注意が必要です。

4. 健康保険の扶養に認定されなくても国民年金第 3 号になれる！？

扶養の認定基準は、健康保険組合により若干異なっており、特に個人事業主の場合は健康保険組合により扶養に入れるかどうかが変わってきてしまうことがあります。

経営がうまくいかず赤字の場合でも事業が存続している以上は扶養に入れなれないといった定めをしている組合もあり、個人事業主は年収が 130 万円未満でも扶養になれない可能性があります。

では、その場合、国民年金の第 3 号にもなれないのでしょうか。

国民年金の第 3 号の認定基準は全国健康保険協会の扶養認定基準に準ずるため、健康保険組合で扶養に入れなくても国民年金の第 3 号になれる可能性があります。実際に認定された例もありますので、健康保険組合で扶養に認定されなくても国民年金の第 3 号の認定申請をする価値は充分にあります。

本内容の詳細は下記までお問い合わせください。

担当： 藪谷・高澤 まで